

筆界特定の手続に関する通知

下記 1 の筆界特定の手続について、不動産登記法第 133 条第 1 項の規定に基づく  
下記 2 の関係人に対する下記 3 の通知を、同条第 2 項の規定により掲載する。

令和 8 年 10 月 27 日

神戸地方法務局筆界特定登記官

記

1 筆界特定の手続の表示

|      |                    |
|------|--------------------|
| 手続番号 | 令和 8 年 第 104 号     |
| 対象土地 | 神戸市灘区深田町三丁目 2 番 7  |
|      | 神戸市灘区深田町三丁目 9 番 6  |
| 手続番号 | 令和 8 年 第 105 号     |
| 対象土地 | 神戸市灘区深田町三丁目 2 番 7  |
|      | 神戸市灘区深田町三丁目 2 番 10 |
| 手続番号 | 令和 8 年 第 106 号     |
| 対象土地 | 神戸市灘区深田町三丁目 2 番 7  |
|      | 神戸市灘区深田町三丁目 2 番 8  |

2 関係人の氏名又は名称

株式会社タカラコスモス

3 通知をすべき事項

- (1) 筆界特定の申請がされた旨の通知
- (2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する。